北海道 外国人 相談 センター
HOKKAIDO FOREIGN RESIDENT SUPPORT CENTER
홋카이도 외국인 상담 센터　　北海道外国人咨询/諮詢中心
PUSAT DUKUNGAN PENDUDUK ASING DI HOKKAIDO
TRUNG TÂM HỖ TRỢ NGƯỜI NƯỚC NGOÀI HOKKAIDO

何でも相談できます！ 無料！

在留資格（ビザ）、労働（問題）、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚・離婚など、生活の困りごとについて相談できます。

ASK US ABOUT ANYTHING! FREE!

You can consult with us on a variety of daily life issues, such as residence status, work-related issues, health insurance, pension, taxes, driving license, education, marriage, and more.

我们欢迎任何咨询! 免费!

在留资格（签证），劳动（问题），健康保险，年金，税金，驾照，教育，结婚•离婚等，任何生活上的困惑都可咨询。

HÃY HỎI CHÚNG TÔI NHÉ! MIỄN PHÍ!

Có thể tư vấn về: Tư cách lưu trú (visa), vấn đề lao động, bảo hiểm sức khỏe, lương hưu, thuế, bằng lái xe, giáo dục, kết hôn, ly hôn, những khó khăn gặp phải trong cuộc sống v.v.

MAGTANONG PO SA AMIN! LIBRE

Maaari kayong kumonsulta sa amin ukol sa iba't-ibang problema sa pang-araw-araw na pamumuhay, gaya ng bisa sa pagtira, problema sa trabaho, health insurance, pensyon, buwis, lisensya sa pagmamaneho, pag-aaral, pagpapakasal, atbp.

TANYA KAMI TENTANG APAPUN! GRATIS

Anda dapat berkonsultasi dengan kami mengenai berbagai masalah kehidupan sehari-hari, seperti status kependudukan, masalah yang berhubungan dengan pekerjaan, asuransi kesehatan, pensiun, pajak, SIM, pendidikan, pernikahan, dan lain-lain.

OPEN HOURS

9:00-12:00, 13:00-17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
※月に1回、休日に相談できます。ホームページを見てください。

CONTACT US! 011-200-9595 support@hiecc.or.jp

Facebook | Instagram | WhatsApp | LINE | Zalo

WeChat | Viber | Telegram | KakaoTalk | Skype

北海道 外国人 相談 センター

HOKKAIDO FOREIGN RESIDENT SUPPORT CENTER

홋카이도 외국인 상담 센터　　北海道外国人咨询/諮詢中心

PUSAT DUKUNGAN PENDUDUK ASING DI HOKKAIDO

TRUNG TÂM HỖ TRỢ NGƯỜI NƯỚC NGOÀI HOKKAIDO

www.hiecc.or.jp/soudan/emg

北海道での災害（地震、台風、大雨など）について、多言語で情報を伝えます。
また、困ったことや分からないことがあれば、相談できます。

Our center provides multilingual information about disasters in Hokkaido (earthquakes, typhoons, heavy rain, etc.). We also provide consultation services for foreign nationals who need help or information.

关于北海道的灾害（地震，台风，大雨等），我们将使用多语言的方式来传达情报。另外，任何您感到困惑的问题都可以进行咨询。

홋카이도에서의 재해(지진, 태풍, 호우 등)에 대해 다국어로 정보를 전달합니다.
또한, 곤란한 상황에 있거나 모르는 것이 있을 경우, 상담을 할 수 있습니다.

Ang aming center o ay nagkakaloob nang maraming impormasyon sa maraming wika tungkol sa mga kalamidad sa Hokkaido (mga lindol, bagyo, malakas na pag-ulan, atbp.). Kami rin ay nagkakaloob ng mga serbisyo para sa mga dayuhan na nangangailangan ng tulong o impormasyon.

Cung cấp thông tin đa ngôn ngữ về thảm họa tại Hokkaido (như động đất, bão, mưa lớn, v.v) Hoặc có thể tư vấn khi bạn gặp khó khăn hay có thắc mắc cần giải đáp.

CONTACT US!

SOS

LINE　Zalo　TALK

011-200-9595　support@hiecc.or.jp

LOCATION

〒060－0003　札幌市 中央区
北3条 西7丁目 道庁別館 12階

Docho Annex Bldg. 12F,
West 7, North 3, Chuo-ku,
Sapporo City 060-0003

（４）高齢者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和７年(2025 年)1月1日現在、道内には約 166 万人の高齢者の方々がおり、道内人口に占める高齢者の割合は 33.4%に達しています。

このため、少なくとも避難者の3分の1が高齢者であることを考慮し、避難所運営を実施していく必要があります。

□ 避難所内の「TKB」をできるだけ早期に整える

災害後の避難生活等による環境の変化で、負傷や疾病が悪化して亡くなる「災害関連死」は、東日本大震災では約 87%、熊本地震は約78%が、70歳以上の高齢者でした。

このため、避難所では「TKB(トイレ・キッチン・ベッド)」を、高齢者の避難者に配慮した形で、できるだけ早期に整えることが大切です。

※「TKB」と災害関連死の防止については、「第3章 ３ 災害関連死の防止(p33)に記載していますので、そちらも参照してください

高齢者を考慮した避難所の「TKB」

○トイレ ・・・ 安全・衛生管理を徹底し、清潔で十分な数のトイレを早期に確保
※高齢者がトイレに気兼ねなく行くことができる環境を整えます
※トイレ内部に手すり等を設置し、トイレの前に、腰掛け(いす)等を用意するなど工夫に努めましょう

○キッチン ・・・ 温かく栄養バランスのよい食事を早期に提供できるようにする

○ベッド ・・・ 床に直接寝ることを避け、簡易ベッド等の就寝環境を整える
※高齢者の中には、床からの寝起きが困難な方がおり、自立活動に支障が生じ、身体機能の低下が進行する恐れがあります

□ 避難所内の避難者に、高齢者等への配慮を呼びかける

避難所での生活ルールを決める際は、高齢者(やその他の要配慮者)に配慮することを呼びかけましょう。

⚠:介助・見守り・話し相手など、高齢者が孤独に陥らないよう配慮しましょう。

⚠:移動が困難な高齢者に対しては、食事や物資を避難所運営スタッフが直接配布するようにしましょう

※これらのことは、避難所運営を手伝っていただける避難者や災害ボランティアにお願いすることもできます

□ 高齢者に対するこまめな健康状況の確認

高齢者の心身双方の健康状態を日々確認し、個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ、市町村の災害対策本部に福祉避難所への移送や福祉施設等への入所、介護職員

等の派遣などを依頼しましょう。
　また、避難所に来ることが出来ない高齢者、在宅避難を余儀なくされている高齢者の情報を把握し介護職員等の派遣を依頼しましょう。

（５）障がい者の視点・・・

〇視覚障がい者（目の見えにくい方への支援）

・ 支援のためのニーズの把握をしましょう。例えば、障がいの程度（全盲、弱視など）や、情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）を知るようにします。

・ 音声で必要な情報をしっかり伝達するよう配慮しましょう。放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮をお願いします。

〇知的障がい者

・ 読み書きや計算に困難があり、言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり、複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手なため、絵や記号、簡単な図を使ったり、たくさんの言葉を使わずにゆっくりと簡単な言葉で話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をしましょう。

〇精神障がい者

・ 環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがあります。丁寧に病状や服薬情報を聞き取り、医療機関・保健所等につなげるなどの必要な支援への配慮をお願いします。

〇発達障がい者

・ コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい特徴があります。簡潔な言葉を使い、指示はわかりやすく紙に書くなどの配慮をしましょう。

・ 不安が強くなるとパニック状態になることもあります。本人をよく知る人を見つけて配慮方法の確認をしましょう。

・ 音や光、においなどに敏感で刺激に耐えられないことがあります。音や光、においを遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるよう配慮してください。

〇高次脳機能障がい者（事故などにより脳の機能に障がいがある状態）

・ 記憶障がいや注意障がいなど、外見から判別しにくい症状があり、常に見守りが必要なケースもあることから、声がけや聞き取りなど、配慮をお願いします。

□ 医療的ケアを必要とする人

・ 環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい特徴があります。医療機器（人工呼吸器・吸引器等）への電源の確保について配慮しましょう。

⚠：経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、配慮をお願いします。

⚠：必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用していただくよう配慮をお願いします。

□ 人工肛門・人工膀胱の保有者

・ プライバシーに十分配慮しましょう。人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない方もいます。同性の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにして下さい。

・ トイレにパウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をお願いします。

□ エコノミークラス症候群の予防

狭い場所で、長時間同じ姿勢をとっているとエコノミークラス症候群を起こす可能性が高まるため、避難所内で体操を行う場合がありますが、知的障がい、精神障がい、発達障がいをお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操等の実施にもご配慮をお願いします。

□ 避難所以外で避難生活している障がい者への配慮

被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障がい者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。

このため、避難所以外で生活している障がい者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにしましょう。

＊ 第４章　福祉避難所の運営手順と留意点 ＊

1　福祉避難所開設の検討

災害が発生し又はおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難の発令により、避難対象となった者及び既に避難所に避難している者のうち、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が存在し、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。

市町村管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

2　安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を整えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

3　生活相談員の確保・配置

① 確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努めます。

市（町・村）職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合には、市町村災害対策本部へ支援を要請するほか、道が他地域から生活相談員等を派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課　電話:011-204-5242（直通）

② 配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

4　設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資（76 ページ「第6章 “まさかに備える平時の取組”4参照」）を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、市町村災害対策本部に要請を行う準備をします。

5　開設の周知

① 周知先

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域住民、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

6　避難者の受入れ

① 対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

② 避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、避難者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接、避難した要配慮者は、新たに避難者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、適宜、更新します。

7　担当職員の運営体制の整備

① 福祉避難所担当職員の配置

市町村が福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を配置します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

② 社会福祉施設等に開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

③ 指定避難所の一区画等に開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース（室）に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）については、市町村の災害対策本部に迅速に要請します。

なお、市町村で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。

また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努めます。

8　支援の提供

① 相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

② 福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

③ 特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。（次ページの表を参照）

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
・視覚障がい者	点字、拡大文字、音声等
・盲ろう者	指点字、手書き文字等
・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、市町村災害対策本部へ支援を要請するほか、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課　電話:011-204-5242(直通)

9　緊急入所等の実施

在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

10　福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・市町村福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

11　その他

・協定等により確保している福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所として指定及び公示することを検討しましょう。
また、指定に向けた施設管理者等との協議等に際しては、受入対象者の特定に関する制度を説明する等して、指定福祉避難所の一層の指定を推進しましょう。

・平時から指定福祉避難所の受入対象者を把握し、受け入れ可能な福祉避難所の指定整備を進めましょう。

・受入対象者の特定がなされていない指定福祉避難所については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等、受入対象者を特定し公示することを積極的に検討しましょう。

・福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画や地区防災計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めましょう。

・市町村の区域内だけで要配慮者の避難できる避難所を確保することが困難な場合には、他の市町村と協定を締結するなど連携して、福祉避難所などの広域的な確保を検討しましょう。また、災害時には、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めましょう。

・感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、積雪期を想定した資機材の備蓄に努め、 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めましょう。

第５章　広域避難（２次避難）の手順と留意点

自治体の行政区域を超えて避難を行うことを「広域避難」といい、避難先となる市町村の避難所や宿泊施設等に滞在することを「広域一時滞在」といいます。

広域避難は、自宅などから他の市町村の避難所に直接避難する場合と、被災市町村の避難所に滞在する避難者が、避難所の生活環境の悪化等の理由により、被災地外の市町村の避難所等に避難する場合（2次避難）等があります。

令和6年（2024年）元日に発生した能登半島地震では、発生当初、過密な状態で避難所生活を送ることを余儀なくされたことに加え、道路寸断によりインフラやライフラインの復旧に時間を要したため、避難所における断水や停電が続き、厳しい寒さが続く中での過酷な避難生活が長期化しました。

このため、被災地の避難所に避難（1次避難）した方々や孤立集落の避難者等の命と健康を守るため、被災地外の環境の整ったホテルや旅館等を活用した広域避難（2次避難）が行われました。

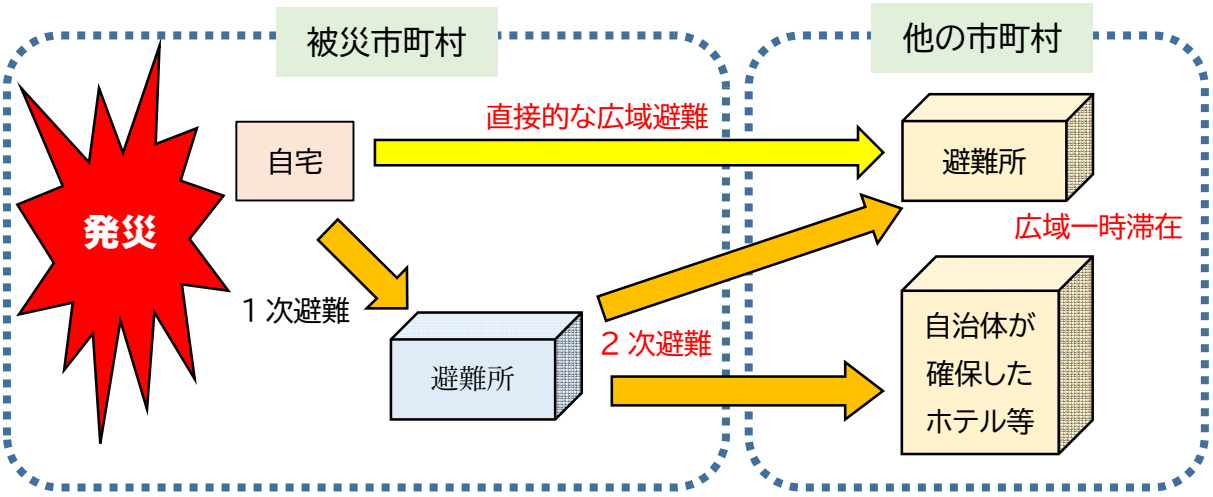

図：広域避難のイメージ

広域避難は原則として、被災市町村が災害の規模や避難者数などから必要性を判断し、被災地外の市町村（受入市町村）と直接協議を行った上で実施します。

ただし、道外への広域避難の実施の場合や被災市町村が適当な協議の相手方を見つけられないなどの場合は、道が被災地や被災地外の市町村等と協議・調整等を行って実施することがあります。

このマニュアルでは、主に市町村が実施する道内における広域避難（広域一時滞在を含む）の基本的な手順と、避難者の送り出しや受け入れにあたり、留意する点を説明します。

※注：勢力の強い台風の接近等に備え、避難者が自ら他の市町村の宿泊施設を予約して避難したり、他の市町村に居住する家族や親戚、知人等のところへ避難する縁故避難等は、本マニュアルでは、広域避難として扱わないこととします。

1　広域避難の実施手順について

広域避難は、実施の判断や避難先の調整、避難者の移動方法など、行政（市町村や道）が中心となって調整し、実施します。

（1）広域避難の協議・・・

被災市町村（または被災の恐れがある市町村）は、広域避難を実施したい場合、前ページの「広域避難の協議フロー（例）」を参考に、避難先として希望する市町村に対し、協議に先立ち、受け入れの意向について打診します。また、協議先を見つけられない場合は、道に対し、助言を求めます。

打診を受けた市町村（受入市町村）は、避難所等の施設管理者に対し、広域避難の受け入れの可否や施設安全性等の確認を行い、その情報を集約した上で、被災市町村に情報提供します。助言依頼を受けた道についても、受入候補となる市町村を選定の上、同様に情報を集約し、被災市町村に情報提供します。（受入能力の情報提供）

被災市町村は提供された情報をもとに広域避難の実施を検討し、広域避難を実施したい場合は、受入市町村に対し、広域避難による避難者の受け入れについて、正式に協議を要請します。

要請は原則として以下の事項を記載した文書で行いますが、被災状況等により困難な場合は口頭により行い、後日受入市町村に文書を提出します。

被災市町村から受入市町村への協議の要請事項（例）

○広域避難（及び広域一時滞在）が必要な理由
○広域避難の予定期間
○受け入れが必要な広域避難を行う者の人数（概数）
　及び広域避難者の数に含まれる要配慮者の人数（概数）
○広域避難者の移動手段
○受け入れに際しての要望内容等
○その他必要と認める事項

なお、被災市町村は「広域避難」や「広域一時滞在」の協議を開始した際は、道に報告します（災対法第 61 条の 4、第 86 条の 8）。

被災市町村から道への報告事項（例）

○広域避難（及び広域一時滞在）が必要な理由
○協議先の市町村名（受入市町村名）
○受け入れが必要な被災住民の人数（広域避難を行う者の人数）
　及び被災住民数に含まれる要配慮者の人数
○その他必要と認める事項

協議の要請を受けた受入市町村は、被災市町村からの避難者の受け入れの可否を決定します。

受け入れを決定した場合は、直ちにあらかじめ調整した受入可能な避難所の施設管理者や宿泊施設等に、避難所の開設を依頼します。あわせて、速やかに被災市町村に「受入決定」を通知します。

⚠：被災市町村は受入決定の通知を受けた場合は、道にその事実を報告し、速やかにその旨を公示します（災対法第 61 条の 4、第 86 条の 8）

⚠：受入市町村は正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとしますが、受け入れの決定にあたり、道に助言を求めることができます

受け入れが困難な事情（例）

- ○ 自らも被災しているため、広域避難者の受け入れに対する人員等が確保できないなどの事情
- ○ 広域避難者の受け入れに必要な施設を確保できない（受入施設の収容可能人数を上回る避難者数の提示等）
- ○ 地域の実情により、特段の配慮が必要な方々への支援体制が十分に整備できないこと

依頼を受けた避難所となる施設や宿泊施設の管理者は、避難所開設に向けた準備を開始し、道や受入市町村に対し、いつから受入が可能になるか伝達します。

道や受入市町村は、受入可能な避難所や宿泊施設と受入可能となる日時を「広域避難先リスト」としてとりまとめ、被災市町村に共有します。

被災市町村から道や受入市町村へ広域避難の実施要請 → 道や受入市町村は受入を決定 避難所の開設依頼 → 道や受入市町村は「広域避難先リスト」を作成 → 広域避難先リストを被災市町村に共有

⚠：広域避難先となる施設と市町村との間では、広域避難先としての施設利用の条件や手順、費用の負担方法や損害補償等の考え方、広域避難の円滑な遂行に必要な防災訓練の実施など、広域避難に関する“細目協定”を締結しておくことを推奨します

また、ホテル・旅館等を避難先として活用する際は、関係部局と連携し、庁内の役割分担や確保方策、マッチング方法等を決めてくことが重要です。

平時から、協定の締結等により、協議内容を文書化して共有しておくことも重要であり、加えて、ホテル・旅館等や旅館業団体等と、文書化した協議内容や、発災時の連絡先や要請手続、対応手順等を定期的に確認し、協定の実効性確保に努めましょう。

ホテル・旅館等を避難先とする場合は、国のガイドラインも参考にしてください。

「災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン」（令和7年12月：内閣府）

→https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/2jihinan.html

（２）被災市町村と受入市町村による準備会議・・・・・・・・・・・・・・・

広域避難の実施が決まった場合は、速やかに被災市町村と受入市町村、及び道との間で、担当者による準備会議を行います。

準備会議では、広域避難の実施に係る役所の担当窓口と連絡先（電話番号・メールアドレス等）を確認し、相互の情報連絡体制を構築した上で、

○広域避難を行う避難者の人数（想定）及び要配慮者の人数（想定）
○広域避難の手段（例：乗用車で直接避難、公共交通機関の利用、バスによる輸送等）
○「広域避難先リスト」に基づく避難者の割り振り（案）

など、広域避難の実施に必要な情報を被災市町村から共有を図り、以下のような事項を協議・決定します。

（例）
○広域避難の開始日時
○受入市町村の避難所の開設
○広域避難の避難者誘導方法
○広域避難の避難所運営体制 （行政主体、避難者主体 等）
○広域避難の実施の周知方法 （被災市町村、受入市町村それぞれ）
○費用負担の方法
○避難所ごとのペット同行避難の可否の確認
○医療救護所開設依頼の検討、災害支援ナース配置依頼の検討
○その他、広域避難の円滑な実施に係る事項

準備会議で決まったことは文書等にとりまとめ、広域避難に関わる関係者間（行政のみならず、輸送等に関わる民間事業者も含む）で共有します。

この準備会議の結果に基づき、被災市町村、受入市町村、道や関係事業者等は、広域避難の実施に向けた具体的準備を進めます。

なお、準備会議において、さらなる検討が必要となった事項は、すみやかに調整を行いましょう。

⚠：広範囲が被災し、複数の被災市町村からの避難者を一つの受入市町村で受け入れる場合は、道がこれらを予め調整し、案として示すことがあります。
⚠：関係自治体は、必要に応じて「広域避難運営本部（班）」などの組織を設置し、広域避難の実施に係る調整を行う体制を整えます。
⚠：2次避難では、被災した別々の町の避難者が一つの避難所や宿泊施設に集うことが想定されるため、避難所を行政主体で運営するか否かを検討しましょう。

（３）受入市町村による避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

受入市町村では、広域避難の開始日時が決まった場合は、避難者の受け入れに関する準備を開始します。

各避難所の受入人数や、含まれる要配慮者の想定人数等を踏まえ、各々の避難所で避難スペースやレイアウトを決定し、必要な資機材や物資等を運び込んで設営を行います。

そして、避難所運営に関わる従事者を決め、役割や配置、担当ローテーションを整理して周知します。

ホテルや旅館等を２次避難先として活用する場合も、避難所としての機能（例えば、避難者の相談窓口や物資の受け渡しに必要なスペース等）に不足がないか、確認をします。

こうして、広域避難の開始日時にあわせて避難所が開設できる準備が整った場合は、そのことを受入市町村の広域避難担当者（広域避難運営本部）に報告を行います。

【避難所の開設準備】

受入市町村は、広域避難先として開設することを決めた避難所において、避難所の開設準備をします。

検 討

○避難所で使用する資機材や物品、用具等の充足確認
○避難スペースのレイアウトの活用方針の整理
○立入禁止区域や避難誘導動線の確認
○ペット同行避難の可否　等

設 営

○資機材や物資等の搬入、室内テントや簡易ベッドの配置
○使用ルールなどの貼り紙、掲示板等の設置
○駐車位置の表示　等

⚠：普段、地域住民による運営が行われている避難所を「広域避難先」として開設する場合は、避難所の設営準備に協力していただくことも検討しましょう

避難所の設営が終了し、避難所開設準備が整った場合は、施設管理者の最終確認を踏まえた上で、受入市町村に「開設完了報告」を行います。

受入市町村は、各避難所の運営方針や開設準備状況を随時把握・とりまとめを行い、被災市町村へ適時情報共有しましょう。

※この時点ではまだ避難所の「解錠」はしません。広域避難開始日時に避難所に運営者が配置されてから、避難所及び避難スペースの解錠を行います。

【避難所内におけるスペースの考え方】

施設を避難所としてどのように活用し、運用するかは、基本的に通常の避難（1 次避難）の考え方を踏襲しますが、広域避難の場合は一つの避難所に複数の自治体からの避難者が入所することも考えられますので、受入市町村側がスペースの利用方針を整理し、被災市町村側に伝達しておくことが必要です。

例えば、スペースの活用方針としては以下のように定めることが考えられます。

① 小規模スペースの利用方針（例）

- 学校の教室など、ひとつの小規模スペースを分割して複数の自治体の避難者を入所させることはしない。
- スペースの割り当ては、活用可能なスペースのうち、収容面積が大きいスペースから順番に使用していくこととする
- 施設の利用状況等によっては利用可能なスペースが限られることが想定されるため、予めスペースを割り当てることはしない
- 避難所の運営本部は、施設管理者とも協議の上、小規模スペースの中から設置場所を選定する

② 大規模スペースの利用方針（例）

- 市町村の総合体育館や学校の体育館など、大規模スペースを活用して複数の自治体の避難者を入所させる場合、当初は利用自治体ごとに均等に分割した上で、共同で運営を行う。
- 避難者の受け入れが進んできた段階で、一部の自治体のスペースに極端に避難者が偏った場合は、避難所の運営本部の判断により、他の自治体に割り当てられたスペースを追加配分する。ただし、誘導動線の都合上、追加配分するスペースは当該自治体に割り当てられたスペースに近いスペースを優先するものとする。

③ 宿泊施設の部屋の利用方針（例）

- ホテルや旅館等の宿泊施設の部屋（宿泊スペース）を活用する場合は、要配慮者及びその付添者と体調不良者用のスペースとして運営する。
- 宿泊スペースの各部屋の避難者情報は、施設に設ける避難所運営本部に集約することとし、運営本部は必要な避難者対応等を各スペースの担当者に随時指示する

④ 共用スペースの利用方針（例）

- 廊下や通路、トイレ等の共用スペースについては、施設管理者との協議の上、混乱が生じないような利用ルールを整理する
- 共用スペースの利用ルールについて、避難所運営の担当者に周知するほか、避難者へのルールの周知方法を施設管理者と協議の上、確定する

⑤　立入禁止区域の確認

・　施設内の立入禁止区域について、施設管理者との間で確認する。なお、共用スペースを除いて、広域避難先として利用するスペース以外は原則として立入禁止 とすることが望ましい

・　立入禁止区域について、パーティーションや案内板の設置、巡回要員の配置等により、避難者が誤って立ち入らないような措置を講ずる

【ペット同行避難者への対応について】

避難所となる施設の活用・利用方針を整理する際、ペットを連れて広域避難を行う方への対応についても想定しておく必要があります。

その際、施設によってペットの取り扱い（受入可否）が異なることが想定されるため、それぞれ施設において、基本的な対応方針を整理しましょう。

①　ペットの受け入れが可能な施設の場合

・　受入対象とする動物の範囲や飼育場所を施設側と事前調整の上、個別のマニュアルに記載

・　広域避難先におけるペット同行避難については、飼育に必要な物品（餌や水、ケージ等）は飼い主が持参（又は避難先市町村で購入）することを原則とし、広域避難中の当該ペットの飼育についても、飼い主が責任を負うものとする

・　同行避難しているペットについては、受付でペット管理名簿等に飼い主が記載し、避難所の運営本部が情報を管理する

・　広域避難先におけるペット同行避難に係るルールについて、受入市町村（または道）が案内チラシを用意し、受付で配布する

②　ペットの受け入れができない施設の場合

・　ペットを連れて広域避難する住民が、誤って来所することのないよう、広域避難先の開設情報を発信する際に、関係自治体（被災市町村・受入市町村、道）は注意喚起を行う

・　万が一、ペットを連れて広域避難してきた方がいた場合は、近隣でペットの受け入れが可能な広域避難先施設等を案内する

⚠：犬や猫・小鳥・ハムスターなどの小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物や、ストレスに弱かったり、特殊な環境や餌が必要な動物については、いずれの広域避難先でも受入れが困難であると想定されるため、こうした動物の飼い主に対しては、日頃から万が一の時の預かり先を確保しておくように周知しておくことが必要となります。

2　避難者の移動について

受入市町村から被災市町村に避難所の開設完了報告がなされ、受入準備が完了した場合は、被災市町村から受入市町村の避難所や宿泊施設へ、避難者が移動します。

（１）被災市町村からの移動方法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・

被災市町村は、避難所が開設される受入市町村へ、対象避難者がどのように移動するのか検討を行い、必要に応じてその手段を手配します。

直接的な広域避難の場合は、被災市町村が自らバスなどの移動手段を用意したり、道などに災害時協定を活用したバス等による輸送支援を要請するなどして移動手段を確保するほか、避難者が自ら鉄道などの公共交通機関を利用したり、自家用車等を使用して避難所に移動いただくことも検討します。

1次避難所からの2次避難の場合は、被災市町村や道など行政側で用意した輸送手段（例えば、災害時協定を活用したバスの運行）の活用が中心となると考えられますが、必要に応じて、自家用車等で避難者自ら移動していただくことも検討します。

なお、自家用車の移動を検討する際は、受入市町村側に避難施設等の駐車スペースを十分確保できるかどうか等を確認・把握の上で行うようにします。

こうして、想定する避難人数に対し、十分な輸送量を持つ移動手段を確保できるよう、関係機関と調整を行いましょう。

【参考：道における対応について】
○道は、避難者の移動に関して、被災市町村に対し、道と災害時応援協定を締結する運送事業者の情報を提供し、あわせて運送事業者に対し、被災市町村からの要請に協力するよう求めます
○道は、被災市町村から移動手段の確保について要請があった場合は、道と災害時応援協定を締結する運送事業者に対し、車両等の移動手段を提供するよう要請します
○道は、道と災害時応援協定を締結する運送事業者のみでは十分な移動手段を確保できず、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認める場合は、災害対策基本法第 86 条の 14 の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、運送すべき避難者や運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請します。

（２）被災市町村による広域避難の案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・

被災市町村は、受入市町村における避難所の設営等、準備状況を踏まえながら、対象となる住民に対し、広域避難を促す情報を発信します。

なお、河川のはん濫や火山噴火等、住民に広く「直接的な広域避難」を呼びかける場合と、避難生活の長期化により、1次避難所内の避難者や在宅避難者に対し2次避難を呼びかける場合では、周知・案内方法が異なり得るため、工夫が必要です。

①　直接的な広域避難

台風の接近や火山噴火の予兆が認められた場合など、災害の発生が事前に予想される場合、被災市町村が住民に対し、避難指示や高齢者等避難などの避難情報の発出にあわせて、受入市町村の避難所を避難先として情報発信することが基本となります。

住民に広域避難を促すと同時に、行政が用意する避難用のバスの停留所や発車時刻の周知を行ったり、避難の際に公共交通機関や自家用車が使用できることを想定し、最寄り駅の出口や主要道路の右左折箇所を周知するなど、避難者が受入市町村の避難所に、円滑にアクセスできるよう誘導や案内を行う体制を準備しましょう。

②　2次避難

令和6年（2024 年）1月の能登半島地震のように、被災市町村の避難所における長期の避難生活で災害関連死の危険性が高まる恐れがあるなどの場合は、1次避難所に滞在する避難者や在宅で避難生活を続ける方々に対し、2次避難としての広域避難の実施を周知（案内）します。

周知の際は、以下の例を参考に、留意事項について周知するようにしましょう。

主な周知事項（例）

○対象者は、避難所やホテル、旅館等での自立した生活が可能であること
　または、家族の介助によりホテル・旅館等での生活が可能であること
○自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間の一時的な滞在であること
○宿泊料は無料であること
　ただし、売店での買い物や電話代、洗濯機の利用代金など、個人的に利用するものは自己負担であること
○罹災証明を提示する必要はないこと
○食事の提供は避難先施設によって取扱いが異なること
○特定の宿泊施設の避難希望や部屋のタイプについての要望は受けられないこと
○部屋を隣同士や同フロアにする、喫煙・禁煙を希望する等、部屋割りに関する要望は受けられないこと

○1 部屋あたりの人数は申込グループ単位となるよう優先するが、部屋の定員や利用人数により、部屋が分かれる場合や相部屋になる可能性があること

2次避難については、住民からの問い合わせが多数寄せられることが想定されますので、被災市町村（及び道）では、相談受付窓口を用意しましょう。

また、健康面などでホテル・旅館等での生活に不安のある方のために、被災市町村（及び道）に別に相談窓口を設け、健康状態に応じて高齢者施設等への案内を行うようにしましょう。

（３）被災市町村による広域避難名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・

2次避難は、被災者の意思を踏まえて行うことが大切です。このため、対象となる避難者の中から希望者を募り、実施することを基本とします。

被災市町村が申し込みフォームを用意し、申し込みをしていただくようにしましょう。（※「申し込みフォーム」は電子申請ができるよう構築することを推奨します。）

申し込みフォームの項目例

■申し込み代表者氏名、電話番号、メールアドレス
■避難者の情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号）
■配慮の必要な事項（高齢者、障がい者、妊婦、子ども、その他等）
■食事の有無（3食必要か、希望しないか）
■食事の形態やアレルギーへの配慮が必要な方の名前と配慮の必要な内容
■薬の内服状況、車いすの使用状況
■2次避難の際の移動手段（自家用車、自治体の用意したバス等）、乗車希望場所
■現在避難している場所や身を寄せている場所

被災市町村は、申し込みフォームを通じて申請された情報を集約し、避難希望者名簿を作成します。

被災市町村は、この避難希望者名簿と、受入市町村や道から提供された「広域避難先リスト」を活用し、誰がどの避難所に避難するのか、検討・調整を行います。

こうして、避難所や宿泊施設ごとの広域避難者名簿を作成し、受入市町村を通じて避難先となる施設の避難所運営本部に名簿を提供します。

また、バス等の車両に乗り合わせて2次避難を行う場合は、申し込みの際に希望した移動手段や乗車希望場所を参考に、乗車希望者名簿を作成します。

この名簿を使用し、乗車希望者に対し、2次避難の移動手段といつどこに集合したらよいか等の連絡を行うほか、乗車希望者が滞在する1次避難所の避難所運営本部、避難バスの乗員、受入市町村の避難先となる避難所運営本部など、関係者間で乗車

希望者名簿を共有し、対象者が確実に乗車したことや、2次避難先に到着したことなどの確認を行えるようにします。

なお、避難予定者の急病・急用等により、移動直前に広域避難者名簿や乗車希望者名簿に変更の必要が生じた場合は、迅速に名簿を修正し、関係者間で改めて名簿を共有し直すようにしましょう。

3　避難者の受入れについて

受入市町村の避難所では、入り口で受付を行い、広域避難者を受け入れます。

受付では、通常の避難所同様、避難者名簿に必要事項を記入していただくようにします。

受付が終了した後、避難者を滞在スペースに誘導し、施設の利用方法を周知しましょう。

（⇒「第2章の2 避難者を受け入れよう （1)避難者の受け入れ」も参照してください）

広域避難者を受け入れる宿泊施設についても同様ですが、受付は可能な限り行政担当者が行い、被災市町村から提供された避難者名簿と施設に入所した避難者が一致しているか確認します。

避難中に所在がわからなくなった人がいる等のアクシデントを把握した場合は、ただちに被災市町村や道に連絡しましょう。

4　避難所運営について

災害時に被災地域の住民が避難する 1 次避難では、避難所の運営は地域住民が中心になって実施します。

一方、広域避難（2次避難）では、被災した別々の町の避難者が一つの避難所や宿泊施設に集うことが想定され、避難者が中心となる避難所運営を当初から実施することは困難が伴うことが想定されます。

このため、広域避難先となった避難所に設ける「避難所運営本部」は、初期は受入市町村の職員や他の自治体の応援職員、避難所となった施設の職員、民間事業者などが中心となり、「行政主体の避難所運営」を実施することを検討しましょう。

避難所運営の基本的な留意事項は、通常の避難所（1次避難所）と変わりませんが、特に2次避難では、避難先でも被災市町村で避難生活を継続している方々と同様に、生活物資支援の提供や罹災証明書の交付、被災者生活再建支援金等の支給などの手続きができるよう、便宜を図る必要があります。

受入市町村は、避難所や避難施設の避難者名簿を随時集約し、被災市町村に対し、広域避難状況の情報提供を行います。

なお、被災市町村からは、被災地の復旧・復興に係る情報や地域の話題などを広域避難者に随時情報提供し、広域避難者が自らの帰宅見込みを把握できるようにしましょう。

能登半島地震における2次避難の避難者への生活支援（例）

【被災市町村が対応】
○罹災証明書の申請対応 （電話や FAX、郵送、マイナポータル等の電子申請）
○被災者再建支援金や災害援護資金の申請対応（郵送、マイナポータル等の電子申請）

【受入市町村が対応】
○生活支援物資の提供
（衣類や下着類、おむつ、生理用品等）

【被災市町村・受入市町村双方で対応】
○住まいの支援
（応急仮設住宅への入居、賃貸型応急住宅への入居、公営住宅への入居など）

【関係団体で対応】
○医療・介護の自己負担の猶予や免除
（避難者が加入する各保険者）
○生活福祉資金（緊急小口資金）
（市町村の社会福祉協議会）

5　避難者の帰還について

災害の危険性が無くなったり、応急仮設住宅の建設や賃貸型応急住宅への入居等が進むなどして、広域避難の必要が無くなった場合は、滞在する避難者の帰宅を促し、避難所を閉鎖します。

なお、避難所の閉鎖の手順は、直接的な広域避難の場合と2次避難の場合では異なります。

①　直接的な広域避難

被災市町村による避難情報（避難指示や高齢者等避難など）の解除等により、広域避難の必要が無くなった場合は、被災市町村は受入市町村に広域避難の終了と広域避難先としての施設の利用の終了を受入市町村へ連絡します。

あわせて被災市町村は、受入市町村に対し、避難所に避難している住民の帰宅方法や、帰宅手段に関する情報を提供し、受入市町村は、各避難所の運営本部にその情報を共有します。

避難所では、滞在する避難者に広域避難の終了（あわせて避難情報の解除等）の事実を周知するとともに、避難所は近く閉鎖する意向を伝えます。

そして、避難所から退出する際は、受付で避難者名簿等に退所日時を記載の上、退出するよう周知し、案内を行います。

⚠：被災市町村から、帰宅用のバス等を運行する場合は、避難所への到着見込み時間などの情報を、受入市町村を通じて避難所運営本部に提供します。

⚠：避難所では、段ボールベッドの撤去や掲示板の撤去など、避難所閉鎖に向けた作業をただちに行うと、避難者に施設から追い出す印象を与えかねないことから、避難者の帰宅がある程度進んだことを確認しながら、避難所閉鎖に向けた作業を進めましょう。

避難者が退出した後は、避難所の閉鎖に向け施設の現状回復作業を開始します。受入市町村の職員や応援職員、災害ボランティア、民間事業者等は、必要に応じて避難者の力を借りながら、搬入した資機材等を回収するとともに、各避難スペースの清掃や移動していた施設設備等を所定の場所に戻すなど、現状回復作業を実施します。

避難所の施設管理者は、原状回復の程度や範囲等について確認し、不備等があれば、改善を指示します。

なお、避難者の落とし物等がみつかった場合は、「落とし物連絡簿」を作成するなどして、受入市町村に集約し、被災市町村に引き渡します。被災市町村は広域避難した住民に落とし物の存在をお知らせし、返却するようにしましょう。

施設管理者が問題等がないことを確認した場合は、受入市町村に「避難所閉鎖」の連絡を行います。受入市町村は、避難所閉鎖を被災市町村に報告し、被災市町村や受入市町村などは、SNS やホームページ等で広域避難の避難所閉鎖の情報を掲載します。

被災市町村は受入市町村を通じ、施設利用等に要した費用の請求を依頼し、費用負担方法等を整理の上、費用の支払いを行います。

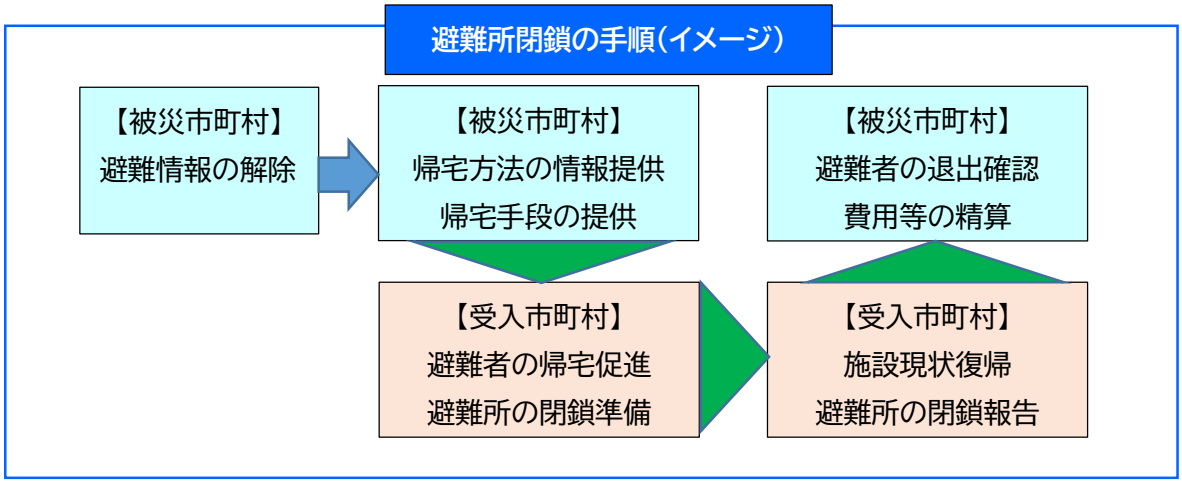

② 2次避難

2次避難の避難者は、被災市町村の復旧復興の進捗に応じ、順次、次の暮らしの場に移ります。

具体的には、

- 被災市町村に建設された応急仮設住宅への入居
- 賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）や被災市町村等が提供する公営住宅等への入居
- 被災市町村のインフラが復興し、1次避難所に移動
- 応急修理等が済むなどして、被災市町村の自宅に帰宅
- 知人や親戚等の住居に移動

などの場合が想定されます。

被災市町村は、受入市町村や避難所となった宿泊施設、避難所運営本部等と連携し、滞在する避難者に対し、避難所の退所に関する意向を聞き取ります。

そして、帰宅するなど、次の暮らしの拠点へ移動する意向が示された際は、2次避難時に使用した自家用車の利用、公共交通機関の利用、被災市町村が手配するバス等、避難者の移動手段に係る情報を提供し、案内を行います。

避難者の帰還が進むと、避難所となる施設では使用しないスペースが増加し、宿泊施設の場合は“空き部屋”が増加します。

このため、必要に応じて、避難者の滞在スペースを集約して、避難所運営の効率化を図るなどの対応を行いますが、避難者の「部屋替え」や滞在スペースの移動は、避難者の同意を得てから行うようにします。

2次避難の避難者が、全員帰還または次の暮らしの拠点へ移動することが明らかになった場合は、被災市町村の判断により、避難所を閉鎖します。

避難者が退出した後、施設の現状回復作業を開始します。

受入市町村の職員や応援職員、災害ボランティア、民間事業者等は、施設に搬入した資機材等を回収するとともに、避難所として使用した各スペースの清掃や移動していた施設設備等を所定の場所に戻します。

避難所の施設管理者は、原状回復の程度や範囲等について確認し、不備等があれば、改善を指示します。

施設管理者が問題等がないことを確認した場合は、施設から受入市町村に「避難所閉鎖」の連絡を行います。受入市町村は、避難所閉鎖を被災市町村に報告し、被災市町村や受入市町村は、必要に応じて SNS やホームページ等に広域避難の避難所閉鎖の情報を掲載し、周知します。

被災市町村は受入市町村を通じ、施設利用等に要した費用の請求を依頼し、費用負担方法等を整理の上、費用の支払いを行います。

＊第６章　“まさか”に備える平時の取組＊

1　市町村における体制整備

□ 適時・的確な避難情報の発令と避難所の開設

避難所の開設は市町村の自治事務です。

このため、市町村は、住民に対する適時・的確な避難情報の発令とあわせて、避難所をすみやかに開設できるよう、体制を整備することが求められます。

具体的には、災害発生時または災害発生の恐れがあるとき、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により的確に判断し、躊躇することなく避難情報が発令できるよう、市町村は、国の「避難情報に関するガイドライン」や道の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を参考としながら、避難情報の発令基準を具体的に設定しておくことが必要です。

また、発令した避難情報が避難対象となる住民に確実に伝わるよう、情報伝達手段を確保するとともに、避難対象となるすべての住民が迅速に避難できるよう、自主防災組織などと連携し、個別避難計画の策定をはじめとした避難体制の整備を図っていくことも大切です。

そして、避難所の開設準備と解錠、施設の安全性の点検、避難者の受付や誘導が速やかに行えるよう、初動の人員配置に関する計画を整備したり、自主防災組織など地域の方々や施設管理者と、施設の利用方法について予め考えておくことも必要です。

□ 市町村による避難所運営・支援体制の確立

避難者の生活支援は市町村の努力義務とされており、避難者による自主的な避難所運営が期待される一方、市町村による避難所運営のバックアップ体制の確立は、避難所の円滑な運営と避難者の災害関連死の防止に欠かせない重要なものです。

発災直後は、避難所運営の中心を市町村職員が担う場合も想定し、地域の実情に応じた避難所マニュアルを整備し、市町村職員が、定期的な研修会や訓練の実施を通じ、その内容を理解しておきましょう。

また、大規模災害時は多数の避難所が開設され、その運営に多くの市町村職員が携わる状況に陥ることがありますが、災害発生後の市町村は、避難所運営だけではなく、罹災証明や災害廃棄物処理、インフラの応急復旧対策等、膨大な災害関連事務が発生します。このような事務処理を通常業務にあわせて行わなければならないことから、災害対応は防災部局だけではなく、全庁体制で取り組む必要があります。

このため、業務継続計画（BCP）に関する事務と災害対策本部で行う事務を並行して処理できるよう、予め体制を整備しておくとともに、避難所運営を早期に避難者主体の運営に移行することをはじめ、被災地外の自治体からの応援職員や災害ボランティアなどに避難所運営を支援していただけるよう、予め災害時の受援計画を検討・策定しておくことや、近隣の市町村や姉妹都市等との災害時応援協定の内容を確認して、避難所運営に関する支援を受けられる体制を整備しておくことが求められます。

また、避難所の生活環境の整備は、市町村を中心としたバックアップが欠かせません。避難所の運営本部と市町村の災害対策本部の間での連絡体制を整備し、避難所にどのような方々が滞在しているのか、物資や資機材に不足はないか、避難者からはどのような要望・要請が挙がっているのか、避難者の支援に必要な情報を適時・的確に集められるようにしておきましょう。

市町村の災害対策本部の中に避難所支援の班を設け、避難所からのニーズに対応できる十分な人数を確保しておくことも必要です。

⚠：大規模災害時は、国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づき、避難所運営業務等に知見を有する「災害マネジメント総括支援チーム」が市町村に入り、助言を行うことがあります。また、「対口支援チーム」が派遣され、避難所運営の支援にあたることがあります。このような支援の際にどう対応するか、予め検討しておきましょう。

【参考：災害対策基本法】

第八十六条の六（避難所における生活環境の整備等）

災害応急対策責任者（地方公共団体の長など）は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十六条の七（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　避難所の指定

災害対策基本法（第四十九条の七）において、市町村長は、「想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない」とされています。

避難所となる施設の基準は以下のとおりです。

項目	基　準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

主として要配慮者を滞在させることが想定される指定福祉避難所については、上記に加えて、次の基準に適合する施設を指定します。

指定福祉避難所の基準

・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
・災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
・災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

市町村は指定避難所の指定にあたっては、他の市町村からの被災住民を受け入れる広域避難などの利用ができる施設もあらかじめ決定しておくことが重要です。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に学校や教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るようにしましょう。

指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるようにしましょう。

こうして避難所として指定した施設は、避難所として必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めます。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めましょう。電気や灯油だけではなく、LPガスなどの使用エネルギーの多角化を図ることも大切です。

指定避難所は、被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなるため、市町村による指定後は地域の住民の方々に、その存在を広く周知することが必要です。

特に、外国人の方々は避難所の設置目的を理解していない方や、言葉等の不安から避難所を活用しない方が現れることが想定されます。

このため、指定避難所にはピクトグラムや多言語で避難所であることを示す標識を設置するなど、災害時に避難する場所であることの周知を図りましょう。

⚠:「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねることができますが、移動する際に混乱しないよう、あらかじめ移行時期の目安や避難者への周知方法などを検討しておきましょう。

3　被害想定を踏まえた事前の備え

令和6年(2024 年)元日に発生した能登半島地震では、発災直後に、避難所によっては食料等の物資が不足した事例が見られました。

また、能登半島地震では、避難所の開設の際に、「避難所のレイアウトが定められていない」、「パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが設置されてない」、「避難所に土足で入るなど感染症対策が十分でない」といった事例が見られました。

避難所で、災害時の初動(開設当初)から可能な限り良好な生活環境を確保するためには十分な量の物資の確保としっかりとした運営体制の双方が求められます。

特に物資の面では、大規模な災害が発生した場合は、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できません。

このため、地域における備蓄物資の量や品目は、地域に想定される被害と地域の実情も考慮しながら、具体的に検討しておく必要があります。

そして、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう、市町村や自主防災組織等、避難所運営に関わる方々の間で事前に話し合いを行い、行政や地域でどのような備えを行う必要があるのかを整理し、実際の取組につなげていくことが大切です。

道の「北海道防災教育アドバイザー」や「北海道地域防災マスター」、地域の防災士などからの助言もいただきながら、地域ぐるみで避難所で何が起きうるか想定し、事前の備えを考えていきましょう。

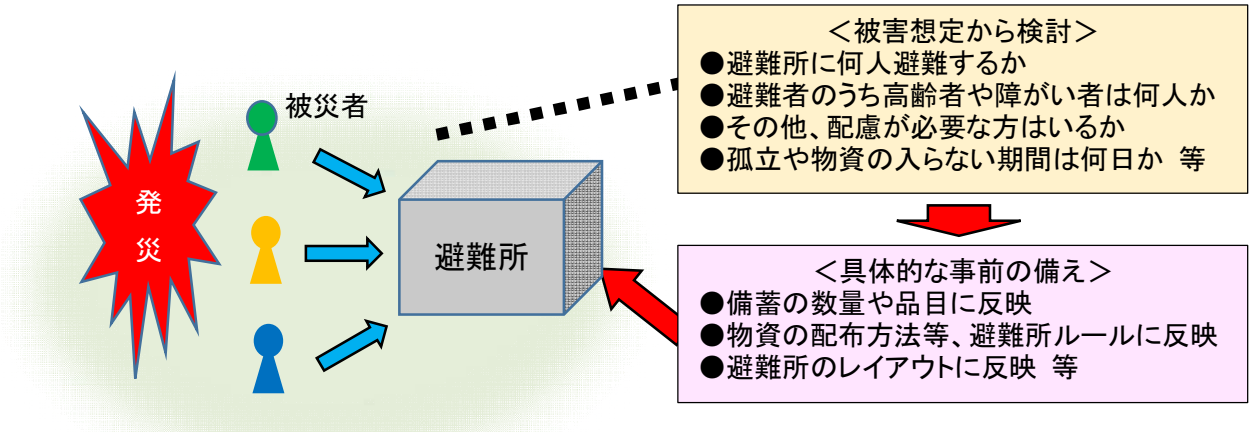

▲初動から良好な避難所環境を確保するための事前想定イメージ

⚠：災害の被害想定は、国や道、市町村がそれぞれ検討しており、ホームページなどで公表を行っているものがあります。
（例）日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について
＜北海道危機対策課ホームページ＞
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html

⚠：地域の避難所と他の地域を結ぶ道路が少ないなど、孤立の恐れがある地域内の避難所では、避難所内や近傍の備蓄施設に、孤立し得る日数分の食料や飲料水、携帯トイレ、マスク、消毒液、パーティション、段ボールベッド、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資等を備蓄しておくことが重要です。

⚠：地域の高齢者や子どもなど要配慮者の多少に応じ、避難所のレイアウトや備蓄物資の品目、必要な資機材を予め準備しておくと、開設当初から避難者のニーズに柔軟に対応することができます

⚠：高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難先をあらかじめ整理するため、予め個別避難計画を作成しておくことも大切です。

4　避難所に必要となる設備・物資の例

避難所の円滑な運営に必要な物資や設備は、開設当初から避難者に対して可能な限り良好な生活環境を確保することを念頭に予め準備することが求められます。

例えば、季節を問わず発生する地震や火山による被害を想定して備える場合は、ライフラインが寸断される中、猛暑にも厳冬期にも対応可能な設備や物資を予め備える必要があります。一方、地震による被害が想定されにくく、大雨による洪水等の被害を想定して備える場合は、厳冬期以外の季節の滞在を主眼に備えていくことが考えられます。

その他、孤立が想定される地域内の避難所と、主要な道路からのアクセスが良好で支援を受けやすい地域内の避難所といった立地条件の違い、高齢者の割合の高低、外国人の存在など、避難者の構成なども考慮しながら備えを充実させ、避難所が被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう整備をしていきましょう。

なお、能登半島地震では観光客や帰省による滞在人口の増加が、避難所運営に影響したことから、観光地の周辺地域や昼夜間人口に違いがある地域などは、住民以外の避難者（帰宅困難者等）の可能性も考慮して、物資や設備を整備していきましょう。
特に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生

活用水」については、自治体や地域で、平時からタンクや貯水槽、防災井戸等の整備に努め、衛生的な水を継続的に確保していくことが重要です。

以下に示すリストは、一例ですので、「これを揃えたから絶対大丈夫」というわけではありません。地域の実情に応じて足し・引きをし、「わが避難所の設備・物資リスト」を用意していきましょう。

① 設備

□ 水道	□ ガス	□ 電気 ※
□ 電話	□ 暖房・冷房	□ トイレ
□ シャワー	□ 施設内放送設備	□ 非常用電源機
□ 投光器	□ 防災井戸(タンク・貯水槽)	□ 外部受電盤

※電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく

② 資機材

□ テレビ	□ ラジオ	□ インターネット環境 （Wi-Fi 等）
□ 携帯電話等の充電設備	□ ポータブルストーブ	□ 事務機器 （パソコン、プリンタ、ファクシミリ）
□ 電気ポット	□ 無線機	□ 衛星携帯電話
□ 炊き出し用品	□ パーティション	

③ 食料、飲料

□ 食料	□ 飲料水	□ 乳幼児用ミルク
□ 離乳食	□ アレルギー対応食	□ 塩分タブレット

④ 生活用品等

□ 段ボールベッド ※	□ 毛布	□ 電気毛布
□ 冬用寝袋	□ タオル	□ 下着
□ 衣類	□ 電池	□ 紙おむつ （子ども用・大人用）
□ ティッシュペーパー	□ トイレットペーパー	□ トイレ掃除用品
□ 手指消毒液	□ 燃料(灯油等)	□ 防犯ブザー
□ 生理用品	□ 中身が見えないゴミ袋	□ 布団・枕
□ 冷却タオル		

※地域の実情に応じ、簡易ベッドを用意する

⑤ 感染症対策用品

□ 使い捨てマスク	□ 体温計	□ 石けん
□ ペーパータオル	□ 消毒液	□ ウェットティッシュ
□ 使い捨て手袋	□ ビニールエプロン	□ 嘔吐処理用具

⑥ 避難者個人でも備蓄できるが、必要に応じて地域で備蓄しておくもの

□ 最低3日間分の食料	□ 飲料水 （1人1日3ﾘｯﾄﾙ目安）	□ 簡易トイレ
□ トイレットペーパー	□ タオル、バスタオル	□ 着替え （動きやすい服装、長袖）
□ 歯磨きセット	□ ティッシュペーパー	□ ウェットティッシュ
□ マスク （感染症・ほこり対策）	□ 懐中電灯	□ 上履き （避難所の屋内用）
□ 体温計	□ 持病の薬（お薬手帳）	□ アルコール消毒液
□ ゴミ袋	□ 使い捨てカイロ	

⑦ 地域の実情に応じて確保しておくもの

□ 生理用品 （自分の周期1回分）	□ おりものシート	□ 下着、サニタリーショーツ
□ 妊産婦用下着	□ 妊産婦用衣類	□ 母乳パッド
□ 粉ミルク、液体ミルク	□ 授乳用ケープ	□ 哺乳瓶等
□ 皿、スプーン、フォーク	□ おしりふき	□ 紙おむつ （乳児用、大人用）
□ 常備薬	□ 保湿クリーム	□ リップクリーム
□ スキンケアセット （化粧落とし、洗顔、化粧水、乳液等）	□ 動きやすい靴 （ヒールを避けて、避難しやすい靴）	□ 義歯洗浄剤
□ 髪ゴム		

⚠：国は、令和6年（2024 年）能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、自治体等の活用促進を図るため、カタログとしてとりまとめました。
このカタログには、避難所運営に役立つ技術（水循環型シャワー等による生活用水の確保やトイレカー・ランドリーカー等の活用、ダクトヒーター等の活用など）も紹介されていますので、参考にしてください。

（参考）https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho team.html
※内閣府　令和6年能登半島地震に係る検証チーム「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～（令和6年6月）」

5　地域の避難所マニュアルの作成

阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の大規模災害では、避難所での運営ルールがなかったり、避難所によって運営に差が出て被災者や支援者が困惑するなど、避難所における混乱が繰り返されてきました。

このため、国は、平成25年（2013 年）に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を定め、市町村に対し「避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと、要配慮者に対する必要な支援についても明確にすること」を求めています。

国の指針策定後も、国内では大規模災害が度々発生していますが、研究によると、避難所運営ルールが策定されるとともに、避難所の組織図が作成され、避難者からリーダーが選出された避難所は、運営が円滑に行われたと評価されています。

また、避難所の運営ルールを巡り、被災者と運営者の認識が混乱を招く原因となったこと、避難所の基本ルールは発災後6時間以内に必要ということが明らかになっており、災害時の避難所における共通ルールを事前に作成し、「避難所運営マニュアル」としてまとめておくことは、地域の防災を考える上で、必要不可欠です。

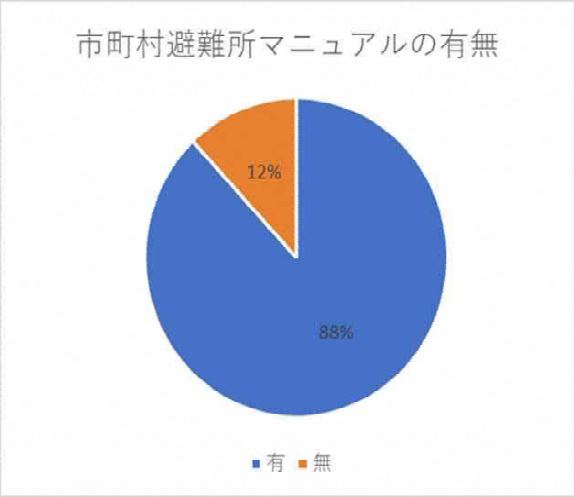

【参考】
道内市町村の避難所マニュアル策定状況は、
令和 7 年（2025 年）8 月現在 88%です。

21 の市町村では避難所マニュアルがなく、大半は近い将来に策定予定としていますが、策定予定のない町では、災害時は行政職員が避難所運営をすることとしていたり、町が開設した避難所を住民組織が自主運営することとしています。

地域の避難所マニュアルは、少なくとも
〇避難所の運営のための組織体制やそれぞれの役割
〇避難所となる施設の利用計画
〇避難所運営のルール
の 3 つの要素と、それに基づく行動手順を記載しておくことが必要です。

この「北海道版避難所マニュアル」は、北海道内で開設された避難所が、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、避難所に関わる全ての人々が互いに連携し、取り組むべき基本的な事項をまとめたものです。

本書の内容も参考としながら、行政と地域住民、施設管理者を中心に避難所に関わる人々が集まり、「わが町」や「わが地域」の避難所マニュアルを作成しましょう。
また、必要に応じて、北海道防災教育アドバイザーや北海道地域防災マスター、防災士など防災に知見を持つ方々の助言も取り入れ、地域にとってよりよい避難所マニュアルを作り上げていきましょう。

なお、避難所マニュアルは、避難所となる施設に紙ベースで設置・保管しておくこととし、災害時に参照できるようにしておきましょう。

＜参考　地域の避難所マニュアルの構成例＞

マニュアルの目次	避難所マニュアル北海道版の参照ページ
避難所運営の役割分担	19～20 ページ
必要となる資機材・備蓄	15～17 ページ
避難所のレイアウト	6～11 ページ
市町村との情報伝達	17 ページ
受付簿など関連書式	様式集
業務チェックシート	運営業務チェックシート
平時の準備	75～89 ページ
避難所運営の留意点	4～57 ページ

基幹業務	健康管理	ニーズ対応	よりよい環境
避難所運営サイクル	感染症対策	防犯対策	衛生環境（掃除）
情報の取得・管理	寝具・寝床確保	女性への配慮	入浴
食料の確保・管理	栄養バランス	高齢者への配慮	
トイレの配置・管理	保健（保健師巡回）	障がい者への配慮	
調理・生活用品	メンタルヘルス対策	LGBTQへの配慮	
居住空間の維持		ペットへの対応	
給水（飲料・生活）		在宅・車中泊対応	

6　避難所運営訓練や「Do はぐ」の実施

地域で避難所マニュアルが作成されていても、災害が発生してからマニュアルを参照しているようでは、円滑な避難所運営は困難です。

災害時に迅速かつ効果的に避難所を開設し、運営する能力を向上させるためには、平時から、避難所運営に関わる方々の間で避難所マニュアルの内容について理解を深める取組を積み重ねておくことが欠かせません。

中でも、地域の避難所で行う「避難所運営訓練」や、避難所運営をゲーム形式で模擬体験できる「避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）」を使った研修の実施は、避難所運営方法の習得や課題の確認に役立ちます。

避難所運営の訓練や模擬体験を通じ、振り返りの中で浮かび上がった課題や教訓を踏まえ、避難所マニュアルの内容を不断に見直し、地域住民や支援者が力をあわせて災害時の困難を乗り越える能力を高めていきましょう。

（１）避難所運営訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアル等を事前に準備しておき関係者で共有しておくことに加え、避難所運営訓練でその実効性を検証しておく必要があります。

避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきましょう。

なお、令和4年（2022 年）8月の渡島管内における大雨について、北海道防災士会と道が行った避難に関する住民アンケート調査では、市町村から避難情報が発令された際、避難所へ避難する際に気になる点として、「トイレ」や「プライバシーの確保」などの要素とともに「避難所の様子がわからない」ことを挙げた方が約4分の1に達しました。

表　避難所へ避難する際に「気になる点」（渡島管内全体：回答人数＝682 人）

	項目	回答数	回答率
1位	トイレ	359 人	52.6%
2位	プライバシー確保	353 人	51.8%
3位	感染症対策	271 人	39.7%
4 位	温度調節	196 人	28.7%
5位	様子がわからない	179 人	26.2%

地域の人々が避難所に対して「安全・安心」な空間であることを認識することは、まさかの災害の際の避難率の向上につながります。

避難所運営訓練の実施は、地域の方々が「わがまちの避難所」を理解する機会づくりとしても重要です。訓練には、なるべく多くの住民の方々が参加できるよう工夫しましょう。

＜避難所運営訓練の実施フロー（例）＞

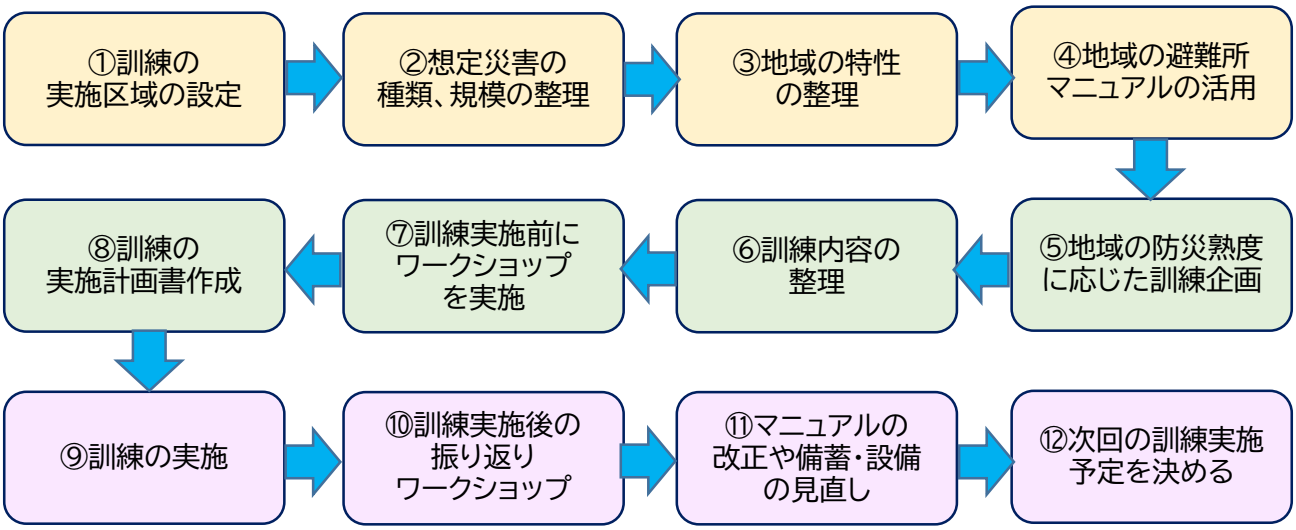

① 訓練の実施区域の選定

- 訓練で利用する指定避難所について、その避難所へ実際に避難する地区を１つの範囲として、避難所開設・運営訓練の実施区域を確認・選定します。
- 区域内の複数の地域が連携して、それぞれ同日・同時刻に避難所開設・運営訓練を実施することで、行政や消防との連携を図ることができ、効果的に実施できます。
- 避難所開設・運営の手順の習得、ならびに、地域の防災意識の向上を図ることを主目的として実施する際には、1つの指定避難所を利用して、複数の地区からも参加する訓練の実施も想定されますが、その場合、参加者にとっては、実際の避難場所とは異なること、訓練実施の関係者にとっては、実際の避難所運営と異なることを認識したうえで実施することが必要です。

② 想定災害の種類、規模の整理

- 訓練は、どのような災害で、どの程度の被害かを想定し、企画しましょう
- 例えば日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定しても、地区により被害発生の状況は異なり、発災時刻や生活状況を考えても、地区住民の災害時の行動や望ましい災害対応の方法は異なります
- 市町村が作成するハザードマップも活用して検討しましょう

③　地域の特性の整理

想定する発災時間帯に、地域の中にどのような方が居住し、働いているのか、いかなる要援護者がどれくらいいらっしゃるのかといった地域の特性について、整理することが必要です。

④　地域の避難所マニュアルの活用

既に策定している避難所運営マニュアルがある場合は、そのマニュアルを活用します。ない場合は、市町村や道の避難所マニュアルを活用します。

⑤　地域の防災熟度に応じた訓練企画

地域のこれまでの防災に関する意識、また、訓練の実施等による地域防災力の違いによって実施する訓練の内容は異なってきます。

例えば、地域で初めて実施する訓練に「厳冬期の宿泊を伴う避難所運営」を企画することは危険です。

北海道防災教育アドバイザーや地域防災マスター、防災士など防災に関する知識がある方の助言をいただくなどして、地域の熟度を踏まえた訓練を企画しましょう。

⑥　訓練内容の整理

避難所開設・運営訓練では、実際に災害が発生した際に生じる全ての避難所運営が、実施できるものではありません。

そのため、どの段階（初動期、展開期、安定期、撤収期など）の、どの避難所開設・運営訓練の内容を、実施するかについて予め検討しておきましょう。

⑦　訓練実施前にワークショップを実施

地域住民のほか、地域の担い手となりうる公共的団体、地方自治体の職員など 20～30 人程度を対象に事前にワークショップを実施することを推奨します。

ワークショップでは、これから実施する訓練内容を踏まえながら、以下のような事項について参加者で意見交換をしましょう。

＜事前ワークショップの意見交換事項（例）＞

〇避難所生活のルールや、施設の利用計画について理解
〇災害後のフェーズごとの運営課題の検討
〇避難所機能の確認（トイレ、感染症、プライバシー確保、食料・物資の提供等）
〇どの段階の訓練を実施するのか（開設期、運営期、長期生活時期の運営　等）
〇訓練実施の到達点
〇訓練当日のタイムテーブル、役割分担　など

⑧　訓練の実施計画書の作成

- ワークショップでの協議結果を踏まえ、避難所開設・運営訓練実施計画書を作成しましょう。
- 実施計画書には、訓練当日の流れに加え、想定する災害や訓練のねらい、前日までの準備すべきことや段取り（スケジュール）についても記載します。

⑨　訓練の実施

- 訓練は、避難誘導、避難所開設、避難所運営等、各段階における運営の方法の習得と、課題を確認することを目的に実施します。
- また、訓練参加者の状況（被災状況、年齢や性別、身体状況）に応じた対応方法を習得することにも心がけます。
- 訓練実施終了時には、参加者へアンケート調査を実施し、今後の訓練の課題や地域防災力向上に向けた取組のアイデア出しに活用します。
- さらには、過去の災害の経験を有する方、有識者からの生の声（講話）を行うことで、参加者の防災意識の更なる向上を図ることができます。

⑩　訓練実施後の振り返りワークショップ

- 訓練終了後、関係者を集めて、当日の訓練実施の課題等を抽出するワークショップを開催します。
- これにより、今後の地域防災力向上に向けた取組に関する意識共有を図るとともに、避難所運営を基礎とした地域コミュニティの醸成を図ります。また、地域コミュニティとの連携が想定できる公共的団体との連携のあり方について検討します。
- 振り返りの主な視点は以下のとおりです。

【視点１：各避難者の避難所における立場の違いに応じた検討】

避難所生活では、避難者の性別、年齢、介護度や障がいの程度、避難所での家族構成、避難所での生活状況（無職、主婦、有職者、失業者、学生等）、健康状態や障がいの状況（介護の程度、障がいの種類）によって、生活環境の要求水準が異なると考えられます。

このため、訓練後は、避難者の立場の違いに応じて、対応が適切であったかどうかふりかえります。

【視点２：避難所生活の状況の違いに応じた検討】

避難所生活では、設備・空間的に恵まれた避難所や、十分な広さがなかったり、冷暖房設備がないなどから衛生上・設備上不便であった避難所など、施設や整備の違いが避難者の健康状態や心理状態に与える影響が大きくなります。

このため、避難所そのものの設備・空間の状況、物資（食事、衣服）の供給状況、衛生面の状況（トイレ、浴室）、エネルギーの状況（冷暖房、電気・燃料の確保）、更には情報入手の状況（居住地及び各地の被害状況、安否情報、応急・復旧にむけた情報）などについて、想定される避難生活に対して十分かどうか、ふりかえります。

【視点３：避難所の運営に応じた検討】

過去の災害では、避難所運営において、各避難所における運営面の違い（運営のリーダーの存在）やコミュニティの違いが、避難所生活に大きな違いや不公平感を生み出したという報告がありました。

このため、訓練における避難所運営のリーダーやコミュニティ（自主防災組織や町内会など）の役割は適切かどうか、ふりかえります。

⑪　マニュアルの改正や備蓄・設備の見直し

訓練後のワークショップで明らかとなった課題や、訓練で得られた教訓を踏まえ、避難所の班体制や役割分担、ルールなどの見直しを図り、地域のマニュアルの改正や備蓄・設備の見直しをしましょう。

⑫　次回の訓練実施予定の決定

一度の避難所開設・運営訓練では、避難所生活で想定されるすべての内容について実施することは難しいことが考えられます。

そのため、地域の防災熟度に応じ、数年程度かけて、内容を変えながら避難所運営訓練を継続していくことが望ましいでしょう。

また、確実に避難所運営訓練を継続して実施していくため、次回の訓練予定をいつ頃に行うか、決めるようにしましょう。（例えば「来年の秋頃に実施」など）

地域防災力の向上を図るためには、避難所運営訓練のみならず、災害図上訓練や避難訓練など、地域の熟度に応じた様々な防災訓練と組み合わせて実施することが必要です。

（２）避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）の活用・・・・・・・・・・

平成 19 年（2007 年）に静岡県は、避難所運営をゲーム感覚で楽しく模擬体験できる教材「避難所運営ゲーム（HUG）」を開発しました。

このゲームは、避難者の名前や性別、避難者が抱える事情などが書かれた避難者カードを避難所となる学校の体育館や教室に配置したり、避難者カードに混じって、避難所で起きうる事象に対応するイベントカードに対応することを通じて、自由に意見を出し合い、避難所運営について理解を深めていくものです。

HUG は全国各地で活用され、平成23年（2011 年）の東日本大震災の際には、HUG を事前に行っていたことで実際の避難所運営に役立ったとの事例がありました。

このことを踏まえ、道は平成28年（2016 年）、HUG をベースに北海道ならではの観点を加えた北海道版の避難所運営ゲーム「Do はぐ」を作成しました。

Do はぐは、訓練と比べると実施の際の負担が比較的小さく、避難所運営に関するさまざまな知識や経験が得ることができます。地域の研修などで Do はぐを実施し、避難所運営を模擬体験してみましょう。

なお、Doはぐを使用した研修会を地域で企画する時には、「何を目標として行うのか」決めることが大切です。

例えば、過去に避難所滞在の経験がない方々に対して行う場合は、参加者に「避難所っていろいろ大変だと感じてもらう」ことを目標とします。

また、町内会など、普段の暮らしの中でお付き合いがある方々を対象に実施する場合は、「自分たちの避難所運営マニュアルを作ってみる」ことを目標に実施するとよいでしょう。

さらに、地域に避難所運営マニュアルが既にある場合や、地域の中で避難所で誰がどの対応を行うか役割が決まっている場合は、Doはぐを実施し、「避難所運営について内容を見直す」ことを目標に実施すると効果的です。

学校が避難所となっている場合、避難所運営に地域住民と教職員がともに携わることを想定し、Doはぐを実施すると、施設の使い方や避難所運営の役割について、互いの考え方の違いに気づくことができます。

Do はぐは道内の全市町村に配付されているほか、道で貸し出しを行い、地域の防災研修や学校の防災教育などの場面で活用されています。

Doはぐの貸し出しを希望する場合や Do はぐについて詳しく知りたい場合は、道庁危機対策課やお近くの（総合）振興局危機対策室、市町村にお問い合わせ下さい。